

# 平成31年度当初予算編成方針

(平成 30 年 11 月)

## 1. 国内の動き

内閣府の月例経済報告(平成 30 年 5 月)によれば、日本経済の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とするなど、依然として不透明な状況にある。

このような中で、地方財政においては、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理等に取組みつつ、安定的な地方運営を行うことが必要であるが、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策費などの増加が見込まれるため、一般財源総額の増加は期待できない状況である。

## 2. 日南町の状況

平成 30 年度の財政運営は、「誰にも陽のあたり安心して住み続けるまちづくり」を目指し 6,408,963 千円(前年比 5.1%減)の予算編成を行った。

平成 29 年度決算による「財政健全化状況」は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ならびに公営企業会計の資金不足比率いずれも早期健全化基準を下まわっている。普通会計決算による経常収支比率については、町税は増加したが普通交付税等の大幅減により 89.7%と前年度比で 0.4 ポイント上がり、依然として財政構造の硬直化が顕著であると言える。また、平成 29 年度決算においても全体の 30.4%しか自主財源が確保できない状況から、予算編成にあたっては、事業の重要性及び優先性を明確にし、必要な事業に限られた財源を配分することにより、継続して健全な財政運営の堅持に努める必要がある。

歳入では、地方税のうち個人住民税は生産年齢人口の増加が見込めないことや、法人町民税は町内景気の大幅な回復は困難なため、減少傾向と見込む。固定資産税は地方景気の低迷により、家屋の新築、償却資産の設備投資の増加が見込めないため減少を見込む。軽自動車税は制度改正により横ばいを見込むが、地方税全体では減少となると思われる。

予算の約半分を占める交付税については、国の概算要求によると出口ベースで対前年度比 0.5%減、臨時財政対策債の発行額は増加の予定であるが、自主財源が乏しい本町にとって、今後の普通交付税の減額による財政運営への影響は大きなものがある。都市部の景気回復が見込まれる中、町税等収入の増加に繋がるような好材料が乏しく、国の地方財政計画における一般財源総額の増加は見込めず、また近年の普通交付税の現状を考慮すると、消費増税による地方消費税交付金、森林環境譲与税の創設などあるものの地方交付税などを合わせた一般財源総額について、その伸びを期待することはできない。

町債については、第 5 次総合計画の実施計画となる過疎計画(平成 28~32 年度)に基づく過疎債、安心安全なまちづくりのため防災減災事業においては、緊急防災減災事業債など有利な財源を活用する。また、交付税の減額分については臨時財政対策債の発行を予定する。

基金については、積極的に特定財源確保に努めながら、なおかつ不足する財源については財政調整基金、公共施設等建設基金などを充当する。

一方歳出は、「第 5 次総合計画の後期基本計画」、「日南町人口ビジョン・総合戦略」、「過疎計画」を総合的に推進するため、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の抑制に努めながら、投資的経費については、町制 60 周年記念となる年であり、次の 70 周年を見据えた積極的な事業の見直しを行う。総合戦略達

成に向け雇用創出では林業アカデミー開校を中心に据えた林業成長産業化の促進、道の駅と町内観光資源を組み合わせた交流人口の増加、充実した子育て支援策、移住定住施策を PR し移住定住人口の増加を目指すため必要な事業予算を確保する。

### 3. 平成 31 年度基本方針

#### (1)重点施策

平成 31 年度は、引き続き日南町総合戦略の実現に向け以下の 4 項目を施策の柱として、それぞれの取組みを推進する。

##### ①仕事をつくり、安心して働けるまちづくり

林業成長産業化の一躍を担う全国初の町営林業アカデミー開校と合わせて(一財)日南町産業振興センターによる農林業後継者の育成、また外国人労働者の受入により、日南町で不足する製造業、医療・介護分野等の人材確保に向けた取組みを展開する。

##### ②日南町への移住・定住を促進させる

『創造的な過疎』の町を目指し、多様化する移住定住や UIJ ターンのニーズに対応した定住化対策の強化に努める。

また、道の駅を中心に開催される「めしフェス」「食のバザール」などの町内特産品を活用した交流イベントやヒメボタルの保護保全、鳥取県初の町内全域星空保全地域指定など豊かな自然環境を活かした交流人口の増加を目指す取組みを展開する。

##### ③結婚・出産・子育ての希望を実現させる

子どもは地域の宝、未来への投資として、子育て支援については保育料無償化、事業所内保育、子育て支援センター事業等を継続しながら、保小中一貫教育、ICT を活用した先進的な教育による学力向上の取組みを進め、多様性社会に対応できる人材の育成を図る。

また、男女の出会いの場を確保し日南町で幸せな家庭を築いていただけるように、婚活・結婚・子育てまで幅広くサポートする仕組みを検討する。

##### ④安心して暮らし続けられる地域づくり

近年頻発する災害から町民を守り、人々が豊かな暮らしを送るために安心の確保と安全で住み良いまちづくりを目指し、まちづくり協議会を中心とした自助・共助の取組み支援、公助として防災体制の強化、公共交通、インフラ整備、福祉・保健・医療体制の充実等を積極的に推進していく。

#### (2)主役である町民の声を政策へ反映

○地域担当職員制度、まちづくり懇談会等を活用し常に町民及び町内事業者ならびに関係機関の意見を聴取し、町民と事業者、行政がともに知恵を出し合い、協働を一層強化するよう政策提案(予算要求)をすること。

町民要望は多様化しており、その要望による予算要求にあたっては、内容の的確な把握に努め、効果や必要性を十分精査検討すること。

また、限られた予算を有効活用し、最小の経費で最大の効果があげられるよう、職員各々の創意工

夫、英知により住民サービスの向上に取り組むこと。

○3月、8月と9月にそれぞれ監査委員及び議会から予算・決算に係る審査意見書等(【参考1、2、3、4】参照)が提出されており、この指摘事項について慎重に検討すること。

### (3)全体計画及び町制60周年の節目に大幅な事業見直しについて

○総合計画、総合戦略、公共施設等総合管理計画、行財政改革基本方針など、町の方針を示した各計画の趣旨に沿って予算要求を行うこと。町制60周年の節目であることから既存事業の実績・効果等を分析し、併せて事業費や事務量の抑制を図り大幅な見直しを図ること。所期の目的を達成した事業、成果が上がっていない事業や社会的に必要性が低下した事業は、事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応える新規事業を実施していくために、廃止や縮小、休止、類似事業の統合などを図るよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。(P(予算)→D(執行)→C(成果・評価)→A(改善)サイクルで事業の検証)。なお、直ちに見直すことができない場合は、年度途中及び次年度以降での見直しの実施も視野に入れ、継続的な点検等を実施すること。

○各種団体等に対する補助金については、補助の目的や町及び住民が期待する効果等を十分検証し、社会情勢の変化により、目的、必要性、効果が薄れたものについては、廃止や縮小を行い、「例年どおり」的な要求は厳に慎むこと。

○予算を消化するという意識から脱脚し、常にコストを意識し、予算見直しへの提案を積極的に行うこと。

### (4)予算要求について

平成31年度は、引き続き全事業査定を実施し、各課の要求額に上限は設定しません。予算案は、「4 予算要求基準」により行政サービスの提供のあり方や制度内容、長期に亘り継続している事業の廃止・見直しを徹底したうえで、各課の創意工夫や努力がより反映されたものとする。

各課においては、「町長示達事項」等を踏まえ、重点施策について事業展開の発展・拡充を図るなど、主体的かつ積極的に予算要求を行うものとする。

### (5)消費増税について

消費税は、2015年4月の消費税法改正に伴い、2019年10月に税率10%への引上げが予定されている。そのため、歳入・歳出について、消費税率の引上げに伴う影響額を予算案に遺漏なく反映させること。また、影響額について各課で把握をすること。

歳入については、増税による料金改定は行わず据え置きとするが、改定後の額(必要額)を精査し今後の住民負担について説明出来るように整理をすること。

### (6)各課で予算編成に向けて協議、検討

各課で事業についての検討を行い、予算編成への意思統一を図っていただきたい。

事業担当者の考えで予算計上をせず、担当室・課で検討された予算内容であること。事業によっては他の課との調整が必要な場合があるので、横の連携をしっかりと持つこと。

## 4. 予算要求基準

### (1)歳入

歳入予算については、経済情勢、国・県等の予算編成及び地方財政対策の動向を注視するとともに、最新の情報収集に努め、自主財源の確保及び依存財源の的確な把握に留意すること。

なお、予算計上した財源の確保が見込めない場合は、財政規律の保持の観点から、執行停止などの措置を講じることになるので、厳に留意されたい。

#### ①町税

経済情勢の動向、制度改正等を見極めながら、的確な収入を見積もること。また、徴税努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

#### ②地方譲与税、地方消費税交付金等及び地方交付税

国・県の予算編成、地方財政計画や地方交付税制度の状況を注視し、関係法令改正の動向等を十分勘案し見積もりを行うこと。

#### ③分担金及び負担金

事業の性格、実施規模や受益範囲を十分検討し、受益者の応分の負担に努めるとともに、確実に見込まれる額を計上すること。また、条例の改正や制定が必要な場合は、事前協議を行うこと。

#### ④使用料及び手数料

受益者負担の原則を踏まえつつ、他の自治体の状況を把握の上、現在の単価が行政サービスに見合った料金となっているか再確認をすること。また、条例の改正や制定が必要な場合は、事前協議を行うこと。消費税引き上げに伴う使用料等の引き上げは行わないが算出の根拠等整理をすること。

#### ⑤国・県支出金

事業の緊急性や効果、内容等を精査し、国・県の制度改正や予算編成の動向等を踏まえ、補助対象、補助率、補助単価等を正確に把握し、的確な額を見積もること。補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

#### ⑥財産収入

財産の有効活用を図る観点から、現状を把握し、未利用町有財産の活用策を検討し、売却や貸付による収入を適切に見積もり、予算計上すること。

#### ⑦諸収入

前年度の実績を参考に、毎年度収入が見込まれるものは、確実な額を計上すること。宝くじ交付金、スポーツ振興くじ助成など実績の無いものについても積極的に検討すること。

#### ⑧町債

町債については、その償還が後年の住民負担になることに留意し、平成 31 年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して的確に見積もること。起債額を計上、充当する際は、事業の適債性や充当率について事前に総務課財務室と協議をすること。

## (2)歳出

最小の経費で最大の行政効果が発揮できるよう、事業の効果や町民ニーズを踏まえた選択を行うとともに、各事業について目的、効果等を十分精査し、客観的かつ効率的な改善に努めること。また、前年度の要求内容をそのまま使用することなく、過去のデータを細部まで確認し平成 29 年度決算、平成 30 年度執行状況を参考に今一度事業内容を精査し、必要額のみを要求すること。併せて隔年等の必要経費について要求漏れのないようにすること。入力にあたっては、[節]―[説明]単位で入力すること。

### ①人件費

給料、職員手当等、共済費については、要求の際各課で 9 月補正後の予算額を入力すること。編成過程で精査した予算額は、総務課が入力する。

### ②物件費

(賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等)

- ・【賃金(臨時・嘱託職員)】については、必要最小限の要求とすること。査定過程で聞き取りを行う。
- ・【報償費】のうち、講演等に係る報償費について謝金に旅費を含めて要求すること。謝金が生じない講師旅費のみの場合も同様とする。
- ・【職員旅費】は、県内については原則公用車使用で計上し、県外については必要最小限の範囲で査定する。
- ・【役務費】インターネット、サーバー等の使用料について、従来は使用料で要求だったが、役務費(通信運搬費)で要求すること。
- ・【需用費】(消耗品費、電気料金、上下水道料金、燃料費等)は、徹底した節減に取り組むこと。
- ・【食糧費】は、原則認めない。
- ・【郵券料】は、各事業過去の実績を踏まえ、明らかに必要と言える額(数字の根拠を必ず入力する)を計上すること。
- ・【電話料】、【コピー使用料】は、削減する工夫をお願いしたい。  
※一括支払いについては、半期に一度は執行状況を確認し執行管理の意識を持つこと。
- ・【委託料】については、安易に従来の方式を踏襲することなく、委託業務の内容及び方法を再検討し、必要最小限の要求とすること。経常的な委託料と建設改良等投資的な委託料に留意すること。
- ・【備品購入費】は、購入の必要性や時期を熟考の上要求すること。

### ③補助費等

各補助金等の交付規則の趣旨を再確認すること。各種団体に対する補助金については、団体の自主的・自立的運営の促進を求め、各課で公益性、公平性、目的の達成度等を十分検討し、その内容、経費を精査し適格な所要額を計上すること。なお、継続事業は、補助金交付の成果が説明できるようにすること。

### ④建設事業費

補助・単独を問わず、事業計画の再検討を行い、緊急性のあるもののみ要求すること。また大型事業については、事業内容、事業費、費用対効果等を整理し特定財源を確保した上で要求すること。

### ⑤維持補修費

町として維持管理すべき施設の必要性等を勘案し、各施設を良好に維持し安全性の確保を図るため、

状況を点検調査して、優先的に行うべき修繕を選定し適切な手法を検討し計上すること。

予算要求時には、見積、写真等を添付し、修繕の必要性を示すこと。

#### ⑥ 扶助費

関係機関との連絡を密にし、的確な対象人数の把握に努めること。また、法定分と町単独分の明確化を図り、総額を抑制すること。

#### ⑦ 町単独事業

特定財源のある事業はもとより、一般財源のみの事業については、国・県補助金等利用出来るものがないか検討したうえ、見直しを行い、経費節減に努めること。

### (3) 特別会計

特別会計においても、一般会計予算要求基準内容に準ずるものとし、事業会計の趣旨に則り、経営状態について十分な分析、検討、収支均衡を図り、原則として独立採算制を基準に健全な事業の確立に努めること。

#### 国民健康保険特別会計

県一本化となり財政基盤の強化を目指しているが、今後の国保税負担やサービス等について不安が残る。引き続き効果的な啓発活動により多受診の防止や保健予防活動に努めるとともに、後年度の財政負担に注視すること。

#### 簡易水道事業特別会計

独立採算制を基準に、維持管理諸費の精査や経費削減に努め、改めて事業の健全化について検討すること。行政事務の効率化のため維持管理業務の民間委託を積極的に検討すること。また、消費税率引上げに伴う水道料は据え置くが必要額について整理すること。

平成 31 年度法適化に伴う会計事務を検討すること。

#### 農業集落排水事業特別会計

維持管理諸費の精査や経費削減に努めながら、老朽化している施設の更新等について検討すること。維持管理部門など民間委託を積極的に検討すること。平成 31 年度法適化に伴う会計事務を検討すること。消費税率引上げに伴う下水道料は据え置くが必要額について整理すること。

#### 介護保険特別会計

介護の実態を把握するとともに、効果的な介護予防活動に努めること。また、制度改革等の動向にも十分注視して予算計上すること。

#### 介護サービス事業特別会計

経年劣化により維持修繕及び更新が必要となってきたため、施設、設備整備について今一度精査すること。

#### 後期高齢者医療特別会計

国・県の動向に注視して、本年度の実績を精査した額を予算計上すること。

#### 再生可能エネルギー発電事業特別会計

発電量の確保に向けた継続的な導水路の維持補修、管理について検討すること。

#### 病院事業会計

病院負担金の基準について精査に努めること。また、収益的収支は、実態に則した額を予算計上すること。

#### (4)債務負担行為

新規に設定する場合は、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度の財政負担に留意すること。

※平成31年度予算編成作業日程は、別紙のとおり(【別紙3】参照)。

## 参考 予算要求事務の流れ

- ①【各課】平成 29 年度決算資料、平成 30 年度予算要求書を参照しながら執行状況の確認  
平成 29 年度の決算資料及び平成 30 年度当初予算要求書、現在の執行状況を確認します。併せて予算編成方針、町長示達事項などを一読し、確認してください。  
↓
- ②【各課】要求書の作成
  - ① の予算資料に基づき平成 31 年度の金額、積算基礎を追記します。金額については、現時点の見積書(複数の業者から取ること)、積算書などを参考に入力原稿を作成します。  
↓
- ③【各課】予算要求 ※要求期限 平成 30 年 12 月 14 日(金)午後 5 時まで
  - ②の入力原稿に基づき、年度、予算区分、所属、事業、会計区分、科目、要求額、積算基礎を入力します。  
※予算要求期限を過ぎると、システム上予算査定の段階に入ります。各課による新規入力、修正等ができなくなります。要求書は予算説明資料と違い内部資料ですので極力詳しく入力してください。  
・予算の整理の中で新規事業の登録が必要な場合は、別紙登録シートを財務室に提出してください。  
↓
- ④【各課】予算要求関係資料の提出 ※提出期限 30 年 12 月 14 日(金)午後 5 時まで  
見積書、要求の根拠となる予算関係資料を事業番号順にまとめて提出してください。  
予算要求書、見積等の要求資料を 3 部印刷して財務室まで提出してください。  
※翌日から総務課職員が予算ヒアリングを行いますのでご協力をお願いします。  
◎要求期限後に町長選挙が執行されます。できるだけ早期に町長の意向確認を行いますので、政策的な部分を中心に見直しを行います。  
↓
- ⑤【総務課財務室】総務課長ヒアリング 31 年 1 月 7 日～11 日(予定)  
※総務課長ヒアリング時には予算説明資料を提出してください(5 部)  
予算要求書、予算説明資料等をもとにヒアリングを行います。  
↓
- ⑥【総務課財務室】査定、総務課長内示 31 年 1 月 18 日(金)(予定)  
ヒアリングをもとに査定を行い、査定結果を通知します。また、予算要求内容の修正があれば行います。  
↓
- ⑦【各課】復活要求書の提出 ※提出期限 30 年 1 月 25 日(金)午後 5 時まで (予定)  
町長協議を必要とする事業について復活要求書を作成し、資料を添付のうえ提出してください。  
↓
- ⑧【総務課財務室】町長ヒアリング 30 年 1 月 28 日～2 月 1 日(予定)  
査定、町長内示  
復活要求書が提出された事業を中心に町長ヒアリングを行い、査定結果を通知します。  
↓
- ⑨【総務課財務室】予算書作成  
【各課】予算説明資料【様式 1】、新規事業説明資料作成 ※提出期限 30 年 2 月 12 日(月)